

平成 28 年 11 月 15 日

簡 易 合 併 公 告

株主及び債権者 各位

大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1
コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎

当社は、平成 29 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、堺中央総合卸売市場株式会社（本店所在地 大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

これにより効力発生日をもって、当社が堺中央総合卸売市場株式会社の権利義務全部を承継して存続し、堺中央総合卸売市場株式会社は、解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併を決定しております。また、当社は堺中央総合卸売市場株式会社の全株式を所有していますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にその旨をお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

(堺中央総合卸売市場株式会社)

平成 28 年 11 月 15 日付官報 63 頁（号外第 251 号）

以上